

あいち電子自治体推進協議会

オープンデータ推進ガイドライン

(第1.4版)

2024年1月5日改正

あいち電子自治体推進協議会事務局

< 改正履歴 >

版 数	施行年月日	改定内容
このオープンデータ推進ガイドラインは、平成27年度共通課題研究会あいちオープンデータ共同化推進事業委託業務において作成したものです。		
第1.0版	2016年5月31日	初版
第1.1版	2018年3月23日	掲載項目拡充（7市町共通整備項目：2017年10月3日） 国の推奨データへの対応
第1.2版	2019年3月22日	標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）の追加
第1.3版	2022年3月23日	国の推奨データへの対応及び直近状況に合わせた修正
第1.4版	2024年11月5日	国の自治体標準オープンデータセットへの対応

目次

1.	あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドライン策定の目的	1
2.	オープンデータを推進する意義	1
(1)	オープンデータとは	1
(2)	オープンデータを推進する意義	1
(3)	共同で推進する意義	2
3.	オープンデータ推進の基本原則	2
4.	オープンデータ推進の指針	3
(1)	優先的にオープンデータ化するデータ	3
(2)	推奨するデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目	6
(3)	利用ルールの設定	11
(4)	カタログサイトの整備	13
(5)	既存カタログサイトとの連携	13
	用語説明	14
	参考 1 本ガイドラインの見直し	15
	参考 2 協議会共通フォーマット	15
	参考 3 オープンデータカタログ利用規約	17

1. あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドライン策定の目的

国が策定した「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等においては、公共データの活用により、新事業の創出、行政サービスの向上、行政の透明性の確保を図ることとしており、地方公共団体においても対応が求められている。公共データのさらなる活用のためには、住民や民間企業が活用しやすいように、機械判読可能で、2次利用可能な形で公開することに加えて、地方公共団体間で、データ形式の標準化を図る必要がある。あいち電子自治体推進協議会オープンデータ推進ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、愛知県下における公共データの活用を促進するために、あいち電子自治体推進協議会（以下、「本協議会」という。）および会員がオープンデータを推進する際の基本的な考え方と取り組みの方向性を示すものとして策定したものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国の政策動向や技術の進展等を踏まえて、隨時改訂していくものとする。

2. オープンデータを推進する意義

(1) オープンデータとは

オープンデータとは、国や地方公共団体等が保有している公共データを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開することで、住民や民間企業等の様々な主体による新たなサービスや事業の創発を目指す取り組みである。

(2) オープンデータを推進する意義

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」 1 (1) 参照

地方公共団体がオープンデータへ取り組む際の参考指針として、内閣官房情報通信技術（IT）戦略室が策定している「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、オープンデータ推進の意義として、「国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化」、「行政の高度化・効率化」、「透明性・信頼性の向上」を挙げている。また、「地方公共団体においてオープンデータに取り組むに当たっては、上記の意義に加えて、公共データの公開と利活用により地域の課題を解決するという視点も重要である。また、地域の課題を解決する視点からは、住民や民間企業との連携を図りつつ、地域の目標として取り組むことも必要である。さらに、オープンデータは、行政内部においても必ずしも行政事務の負荷を増大させるものではなく、中長期的には行政事務の効率化につながることも少なくない点を考慮すべきである」としている。

これらを踏まえて、本協議会では以下の4つをオープンデータ推進の意義として掲げる。

(ア) 行政の透明性・信頼性の向上

各会員が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

(イ) 官民協働による公共サービスの実現

複数の行政機関や民間のサービスを組み合わせることで、民間からも、生活利便性を高めるサービスや災害時に有用なサービスを提供できる。また、住民や民間企業等とデータを共有することで、地域課題の解決に向けて、官民が現状を共有、課題を具体化し、実現策と一緒に考える機運が高まる。

(ウ) 地域経済の活性化

データ収集や各種コードによるデータの横断的利用が機械で自動的に可能になることから、コスト圧縮ができるとともに、新しいサービスを提供するビジネスが可能となる。

(エ) 行政における業務の効率化

各部署が保有しているデータの検索性が向上し、データ作成や管理の重複の排除等、地方公共団体内の業務の効率化につながる。

(3) 共同で推進する意義

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」 4 (3) 参照

各会員が独自のデータ項目、形式でデータを提供するよりも、本協議会として、各会員がデータ項目、形式等を統一して、データを提供する方が、利用する住民や民間企業にとっては効率的であり、利便性が高まる。

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」においても、「複数の地方公共団体が連携してオープンデータに取り組むことは、人材育成、データ公開に係る業務の効率化や、地域横断的なデータ利活用の促進、行政サービスの向上等に関する合同でのアイデア公募やその成果の共有等、大きな効果が期待される」、「データの利活用を促進する観点からは、都道府県が、域内市区町村のデータを必要に応じ集約した上でオープンデータとして積極的に公開することに加え、データ形式、利用規約の整合化を働きかけることも有効である」として、地方公共団体間の連携を求めている。

3. オープンデータ推進の基本原則

以下の4つを基本原則として、オープンデータを推進する。

- (1) 取り組み可能なデータから速やかに公開に着手し、順次拡大していく。
- (2) 可能な限り、機械で判読でき、二次利用が可能な形式でデータを公開する。
- (3) 各会員の取り組み状況に配慮しつつ、オープンデータを推進する。
- (4) データの公開に留まらず、愛知県下広域でのデータ活用の促進を目指す。

4. オープンデータ推進の指針

オープンデータの推進においては、オープンデータ化するデータの選定、データ分類・データフォーマット・コード体系・データ項目の決定、利用ルールの設定、データを公開するサイトの整備が必要となる。それぞれのステップの指針は以下の通りである。

(1) 優先的にオープンデータ化するデータ

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」 1 (2)、3 (1) 参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、「地方公共団体が直面する課題は規模や地域性により異なるが、（中略）まずは先行事例を参考として、直面する課題の解決につながる分野や、住民等のニーズが高い分野に優先的に取り組むことで、既に提供されているアプリの横展開や、他の地方公共団体のデータと組み合わせた利活用が実現するなど、公共データの相乗的な利用価値の向上が期待される」としている。

オープンデータの推進にあたっては、公開へのニーズが高く、各会員が取り組み可能なデータから着手することが有効であると考えられるため、本協議会では、2015年11月から12月に実施した会員向けニーズ調査結果や国のガイドライン等に基づき、優先的にオープンデータ化するデータ分野を、以下の5分野とし、オープンデータの取り組みに着手した。括弧内は、各分野について、データ項目の共通化を推奨するデータである。

なお、その他の分野のデータについても、国のガイドラインの改訂等を踏まえて改訂する。

(最新の掲載項目については、表1を参照)

- ① 防災分野の各種情報（避難所、応急給水拠点）
- ② 観光（ルートマップ・地図、施設）
- ③ 統計（人口）
- ④ 医療・介護・福祉分野の各種情報（AED設置場所、医療・福祉施設）
- ⑤ 交通分野の各種情報（時刻表、バス停）

表1 掲載項目（2024年月）

オープンデータ掲載項目		改正詳細	
10分野※	37項目	ガイドライン版号	理由
人口・世帯	地域・年齢別人口	1.0版 1.2版	優先するデータ分野 国の推奨データセット（基本編）への対応
運輸・観光	観光施設一覧	1.0版 1.2版	優先するデータ分野 国の推奨データセット（基本編）への対応
	イベント一覧	1.1版 1.2版	掲載するデータ分野の拡充 国の推奨データセット（基本編）への対応
	標準的なバス情報フォーマット	1.2版* 1.3版	バス情報(GTFS)追加 国の推奨データセット（応用編）への対応
	公営駐車場一覧	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	公営駐輪場一覧	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	観光ポイント	1.1版 1.4版	掲載するデータ分野の拡充 国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	ルートマップ・地図情報	1.0版	優先するデータ分野 オープンデータセットに統合
	時刻表情報	1.0版	優先するデータ分野 オープンデータセットに統合
	バス停情報	1.0版	優先するデータ分野 オープンデータセットに統合
社会保障・衛生	子育て支援施設一覧	1.1版 1.4版	掲載するデータ分野の拡充 国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	AED設置箇所一覧	1.0版 1.2版	優先するデータ分野 国の推奨データセット（基本編）への対応
	介護サービス事業所一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	医療機関一覧	1.1版 1.2版	掲載するデータ分野の拡充 国の推奨データセット（基本編）への対応
	公衆トイレ一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	ゴミの分別方法一覧	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	赤ちゃんの駅	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	ゴミ集積場所一覧	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	障がい者福祉施設一覧	1.1版	掲載するデータ分野の拡充
	高齢者福祉施設	1.1版	掲載するデータ分野の拡充 オープンデータセットに統合
教育・文化・スポーツ・生活	医療・福祉施設情報	1.0版	優先するデータ分野 オープンデータセットに統合
	文化財一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	学校給食献立情報	1.3版	国の推奨データセット（応用編）への対応
	小中学校通学区域情報	1.3版	国の推奨データセット（応用編）への対応
	教育機関一覧	1.1版 1.4版	掲載するデータ分野の拡充 国の自治体標準オープンデータセットへの対応
商業・サービス業	子育て施設一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応 オープンデータセットに統合
	食品等営業許可・届出一覧	1.3版	国の推奨データセット（応用編）への対応
行財政	公共施設一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	調達情報	1.3版	国の推奨データセット（応用編）への対応
	支援制度（給付金）情報	1.3版 1.4版	国の推奨データセット（応用編）への対応 国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	投票所一覧	1.4版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
情報通信・科学技術	公衆無線LANアクセスポイント一覧	1.2版	国の推奨データセット（基本編）への対応

司法・安全・環境	指定緊急避難場所一覧	1.0 版 1.2 版	優先するデータ分野 国の推奨データセット（基本編）への対応
	消防水利施設一覧	1.2 版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	防災行政無線設置一覧	1.4 版	国の自治体標準オープンデータセットへの対応
	応急給水拠点一覧	1.0 版 1.4 版	優先するデータ分野 協議会共通フォーマットの整備
	消防署一覧	1.1 版	掲載するデータ分野の拡充
	警察署・交番一覧	1.1 版	掲載するデータ分野の拡充
	浸水エリア	1.1 版	掲載するデータ分野の拡充
国土・気象	ボーリング柱状図	1.3 版	国の推奨データセット（応用編）への対応
	都市計画基礎調査情報	1.3 版	国の推奨データセット（応用編）への対応
その他	オープンデータ一覧	1.2 版	国の推奨データセット（基本編）への対応
	画像オープンデータ	1.3 版	画像オープンデータ追加
	分類できないもの	1.1 版	掲載するデータ分野の拡充

※E-Gov データポータルの分類

(2) 推奨するデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3(4)、及び「自治体標準オープンデータセット_データ項目定義書」参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、データ作成の基本的な考え方について、「地方公共団体のみならず、国を含め様々な主体が提供するデータを活用することが想定されることから、データ作成においては、データの形式や分類方法等を整えておくことが重要である」としている。

これを踏まえ、本協議会では、以下のデータ分類、データフォーマット、コード体系、データ項目を推奨し、会員間での共通化を図る。

(ア) データ分類

データの公開に当たっては、検索や管理がしやすいように、データの内容に応じて分類（カテゴリー化）し、タグ付け（データに対してタグと呼ばれる短い単語をいくつか付けて整理する方法）を行うことが望ましい。データ分類例として表2にユニバーサルメニューの分類を記載する。データ分類が会員間で標準化されることで、会員をまたぐデータの収集等において、利用者の利便性が高まるところから、「e-Gov データポータル」の分類を活用することにより分類の標準化を図りつつ、各会員特有の分類やより詳細な分類等を付ける際に「ユニバーサルメニュー³」の分類を活用することが考えられる。これらの分類は、各会員の公式Webサイトでの情報分類等、地方公共団体が保有・公開する情報全般への住民や民間企業のアクセスを円滑化するために、適用が望まれているものである。

表2 データ分類例（ユニバーサルメニュー）

種別	大分類	小分類						タグ4 (自由記述)
		タグ2-1 (UMカテゴリ) 3分類	タグ2-2 (UMカテゴリ:住民向け) 29分類	タグ2-3 (UMカテゴリ:事業者向け) 16分類	タグ2-4 (UMコンテンツタグ) 11分類	タグ3 (属性) 29分類		
分類	住民向け情報:暮らしの情報 事業者向け情報 行政活動情報 開発情報 その他	届出・許認可 規制・指導 税金 扶助・雇用・社会保護 施設・設備 企画・立案 土地取得・建設 環境対策 防災 賃貸・海浜・卸産業等 税 国民健康保険 国民年金 水道・ガス・電気 交通 駐輪・駐車 都市計画 ごみ・環境保全 食品・衛生 ペット・動物 生活にお困りの方 障がい者支援 消費生活 健康・医療 文化・スポーツ・生涯学習 市民活動・コミュニティ 防犯 防災 救急・消防 その他	届出・許認可 規制・指導 税金 扶助・雇用・社会保護 施設・設備 企画・立案 土地取得・建設 環境対策 防災 賃貸・海浜・卸産業等 税 国民健康保険 国民年金 水道・ガス・電気 交通 駐輪・駐車 都市計画 ごみ・環境保全 食品・衛生 ペット・動物 生活にお困りの方 障がい者支援 消費生活 健康・医療 文化・スポーツ・生涯学習 市民活動・コミュニティ 防犯 防災 救急・消防 その他	届出 届出・許認可 規制・指導 税金 扶助・雇用・社会保護 施設・設備 企画・立案 土地取得・建設 環境対策 防災 賃貸・海浜・卸産業等 税 国民健康保険 国民年金 水道・ガス・電気 交通 駐輪・駐車 都市計画 ごみ・環境保全 食品・衛生 ペット・動物 生活にお困りの方 障がい者支援 消費生活 健康・医療 文化・スポーツ・生涯学習 市民活動・コミュニティ 防犯 防災 救急・消防 その他	届出 届出 規制 扶助 税金 施設 企画 土地 環境 防災 賃貸 税 国民 年金 水道 ガス 電気 交通 駐輪 駐車 都市 ごみ 環境 食品 衛生 ペット 動物 生活 お困り 方 障がい 者支援 消費 生活 健康 医療 文化 スポーツ 生涯 学習 市民 活動 コミュニティ 防犯 防災 救急 消防 その他	自然資源 農林漁業 公営・公園 動・植物 文化・文部 津波・山崩 地域風俗・風習 その他(アニメ・音楽舞台) その他(映画・ドラマロケ地) その他(名所) 祭事 イベント イベント・鑑賞 その他(イベント) 文化・芸能 レジャー・スポーツ 温泉 その他(温泉) 名産品 その他(買う) 郷土料理店 その他(食べる) 墓 その他(墓石) 葬祭 ホテル 民宿・ペンション その他(泊まる) その他	規定の分類に無い場合など は、キーワードを自由記述で 設定することが望ましい	
分類のベース	ユニバーサルメニュー(UM)						公共クラウド	自由記述

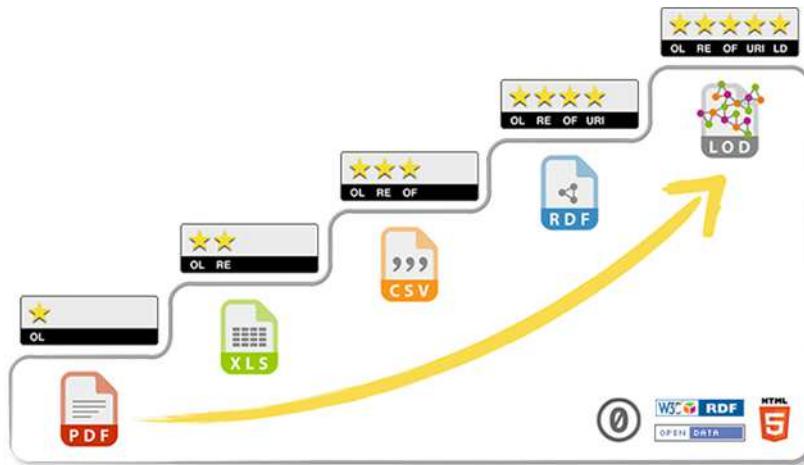
出所：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室「オープンデータをはじめよう」付録：参考情報4

をもとに作成

(イ) データフォーマット

公開するデータについては、機械判読に適した構造及びデータ形式で掲載することを原則とする。なお、住民や民間企業への情報公開の観点から、人が読むという従来からの利用形態に適したデータ形式での公開も継続するが、この場合であってもテキスト検索や抽出ができることが望ましい。

オープンデータは機械判読のしやすさと二次利用のしやすさにより、オープンの度合いが異なる。図1でファイルの種類ごとの判読のしやすさ、表3で公開状態についての補足を示す。これらは「5 Star Open Data（「オープンデータをはじめよう」第2章<ステップ3>5. 補足事項（1））」と呼ばれており、星の数が多いほど、オープンデータとしての活用のしやすさが高くなる。「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3(4)イから3つ星以上での公開を原則とする。



出所：<https://5stardata.info/ja/>

図1 5 Star Open Data

表3 5 Star Open Data の各段階におけるデータの公開状態

★	オープンライセンスの元、データを公開（PDF等）
★★	コンピュータで編集可能なデータで公開（XLSX等）
★★★	オープンに利用できるフォーマットでデータ公開（CSV ⁴ 等）
★★★★	Web標準のフォーマットでデータを公開（RDF ⁵ 等）
★★★★★	外部連携可能な状態でデータを公開（LOD ⁶ 等）

データの機械可読性を高めて、二次利用を促進するため、原則として、コンピュータでの処理が容易なRDF形式での公開が最も望ましい。（★★★★★）

上記が難しい場合は、利用者が利用しやすいデータ形式であるCSV形式での公開が望ましい。（★★★★）

やむを得ずPDF等で公開する場合は、画像としてPDF化するのではなく、テキスト検索が可能な形でPDF化して公開する。

なお、公共データの作成を外部業者等に委託する際には、上記の機械判読に適したデータ形式のデータも納入させることが望ましい。

(ウ) コード体系

コードの活用により、同一の組織や場所を識別しやすくなるといった効果が期待できる。一方で、コードが会員ごとに異なっていると、複数会員のデータを利用するアプリケーション等において支障となるため、データの内容にコードを使う場合は、ISO 等の標準化団体や国等で定める既存のコードを利用する。

具体的には、共通語彙基盤⁷で以下の既存コードが示されている。

- ・通貨コード：ISO4217 で規格化されている通貨コード。日本円=JPY 等。
- ・国籍コード：住民基本台帳で用いられている国籍コード。
- ・住所コード：地方公共団体情報システム機構が管理するコード。都道府県コード、市町村コード等も利用可能。

この他、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、利用が推奨されるコードとして以下の 2 つを例示しており、同様に活用が望まれる。

- ・統計に用いる標準地域コード：総務省統計局の定めるコード
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/9-5.htm)
- ・法人番号：番号制度に基づく国税庁付番のコード
(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)

さらに、例えば ISO で標準規格となっているコードや、空港コード等業界団体で策定し広く使われているコードがあり、活用が推奨される。

- ・国名コード：ISO3166
- ・性別コード：ISO5218
- ・IATA 空港コード：国際航空運送協会 (IATA)によるアルファベット 3 文字のコード
例：中部国際空港=NGO

テキストファイルや CSV ファイルでは、UTF-8 といった国際的に広く利用されている文字コードの利用が推奨される。

また、観光庁「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」等を活用し、公開するデータの多言語化を推進する。

(I) データ項目

データ項目を共通化することにより、ある会員を対象に作成したアプリケーションを他の会員でも使用できることや、マーケティング・防災・交通・環境等において広域的な二次利用を円滑化等の効果が期待できることから、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）がIMI情報共有基盤事業により提供する「共通語彙基盤」の活用により、共通化を図る。

まずは、前項4.(1)の優先的にオープンデータ化するデータについて、国の自治体標準オープンデータセットフォーマット、及び協議会共通フォーマットに沿って、データを作成することにより、データ項目の共通化を図る。

なお、推奨データ項目は、参照元が改正されたら随時更新する。

推奨データ項目一覧及び項目ごとの参照すべきフォーマットは次ページの「表4 推奨データ項目及び参照フォーマット」で示す。

○ 国の自治体標準オープンデータセットフォーマットの利用

掲載項目について、二次利用者等の利便性向上につながることから、国の自治体標準オープンデータセットでは、自治体標準オープンデータセット データ項目定義書等を利用する。

○ 7市町共通整備項目のフォーマットの利用

掲載項目について、二次利用者等の利便性向上につながることから、国の自治体標準オープンデータセットフォーマット及び協議会共通フォーマットで作成されていない項目は、7市町共通整備項目のフォーマット等既存のフォーマットを活用することとする。

なお、7市町共通整備項目のフォーマットに沿って項目を作成した場合は、メタデータにロゴマークを掲載すると共に、以下の文言とロゴマークを各会員の掲載ページ内に明記する。（可能な範囲で掲載）

<記載文>



左記ロゴマークを付与しているデータに関しては、7市町共通整備項目のフォーマットを使用しております。

※7市町共通整備項目とは、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町の7市町で、二次利用者の利便性向上のため、データの項目や並び順などを統一した共通形式で公開しているデータのことです。」

○ 画像オープンデータ

写真や地図などの画像データは CSV 形式のような機械判読が可能なデータ形式での公開は困難であるが、二次利用が可能な状態で公開すれば、観光用アプリ・パンフレットへの採用などを考えている利用者の利便性向上につながるため、有益である。そのため、画像データについても、他のオープンデータ項目に準じて公開することが望ましい。

表4 推奨データ項目及び参照フォーマット（2024年月）

分野名	掲載項目名	参照フォーマット
人口・世帯	地域・年齢別人口	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
運輸・観光	観光施設一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	イベント一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	標準的なバス情報フォーマット	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	公営駐車場一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	公営駐輪場一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	観光ポイント	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
社会保障・衛生	子育て支援施設一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	AED 設置箇所一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	介護サービス事業所一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	医療機関一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	公衆トイレ一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	ゴミの分別方法一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	赤ちゃんの駅	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	ゴミ集積場所一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	障がい者福祉施設一覧	7市町共通整備項目フォーマット
教育・文化・スポーツ・生活	文化財一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	学校給食献立情報	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	小中学校通学区域情報	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	教育機関一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
商業・サービス業	食品等営業許可・届出一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
行財政	公共施設一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	調達情報	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	支援制度（給付金）情報	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	投票所一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
情報通信・科学技術	公衆無線 LAN アクセスポイント一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
司法・安全・環境	指定緊急避難場所一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	消防水利施設一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	防災行政無線設置一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	応急給水拠点一覧	協議会共通フォーマット(2024年)※
	消防署一覧	7市町共通整備項目フォーマット
	警察署・交番一覧	7市町共通整備項目フォーマット
	浸水エリア	任意
国土・気象	ボーリング柱状図	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	都市計画基礎調査情報	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
その他	オープンデータ一覧	国の自治体標準オープンデータセットフォーマット
	画像オープンデータ	任意
	分類できないもの	任意

※協議会共通フォーマットの詳細については後述の参考2を参照

(オ) データ管理・公開方法

以下の図に示す通り、データ公開の取り組みは各会員において段階的に行う。現時点
で公開済みのデータは、データ更新や見直しのタイミングで、共通フォーマットへの変更や、
RDF 形式や CSV 形式に変換していくこととする。

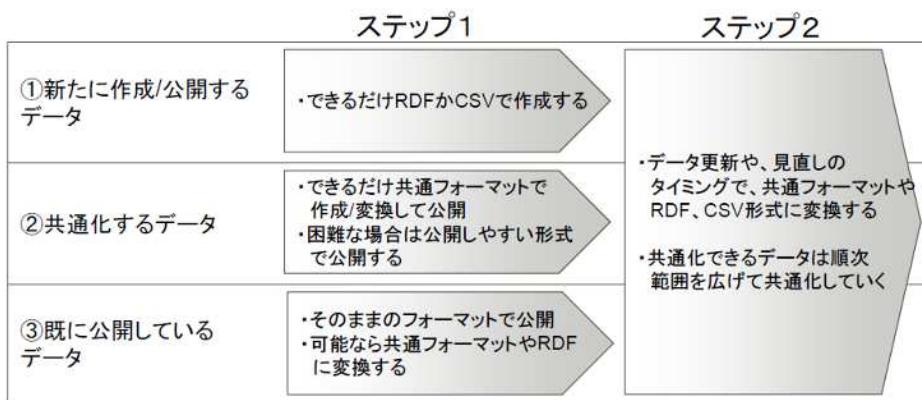


図 2 段階的なデータ整備

(3) 利用ルールの設定

(ア) 推奨する利用ルール

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3（3）イ参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、採用すべき利用ルールについて、「地方公共団体のデータに関する利用ルールについては、原則として営利目的も含めた二次利用を認めるものとし、できるだけ分かりやすく統一的なものとする」、「国内外でデータの有効な利活用を図る観点から、国際的にも広く認知されている標準的なルールである『クリエイティブ・コモンズ・ライセンス⁸ 表示 4.0 国際（CC BY）』を採用することが望ましい」としている。

上記を踏まえ本協議会では、オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とし、二次利用が可能であることを利用者に分かりやすく表示するため、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）表示 4.0 国際を基本とした利用ルールを設定する。以下の表はライセンス設定の表示方法と、表示が意味する利用ルールの例である。

表 5 ライセンス表示方法と利用ルール

ライセンス表示方法	表示が意味する利用ルール
当ページのコンテンツは、特に注があるものを除き、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際の下で提供	著作権者の表示（出典の記載）を条件に、データ利用者の改変・営利目的での二次利用を許可

(CC ライセンス) 表示 4.0 国際は、各国間で異なっていた著作権以外の諸権利（データベース権等）の取扱いを、国際的に共通の文面によって規定するために、新たに策定されたルールとなっている（日本語版は 2015 年 7 月公開）。

(イ) 利用ルールの表示方法

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3(3) イ参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、利用ルールの表示方法について、「具体的な利用ルールについては、データを公開する Web サイト全ての掲載データを対象として一括して表示する方法、掲載データ毎に個別に表示する方法、又はこれらの両方を表示する方法のいずれも可能である」としている。

上記を踏まえ本協議会では、基本的に一括で利用規約を設定するが、公開データに、著作権等の権利に関する処理が必要なデータが含まれる場合は個別設定とし、公開するデータに合わせて、適宜設定する。

(ウ) データの信頼性の確保や改ざんのリスクへの対応

⇒「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」3(4) オ参照

「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」では、「データの二次利用を推奨する一方で、悪意を持った利用者が、編集・加工した情報をあたかもデータの公開主体が作成したかのように公表・利用する懸念があり、公開するデータやリスクの大きさに応じ、以下のような対策等をとることが望ましい」、「政府標準利用規約（第 2.0 版）に準じ「公表者は、利用者が該当コンテンツを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではない」旨や、「編集・加工した情報を、あたかも○○市が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません」といった旨の利用規約を盛り込む」としている。

上記を踏まえ本協議会では、利用規約に、正確性への無保証、免責を分かりやすく表示することとし、また、利用者がオープンデータとして公開している情報を、編集・加工して作成した情報を、あたかも本協議会や情報掲載団体が作成したかのような態様で公表、利用することを禁止する。

(エ) 利用ルールの条文例

上記(ア)～(ウ)の点を踏まえ、「あいち電子自治体推進協議会オープンデータカタログ」の利用規約として、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際への準拠、出典の明記、第三者権利の有無やデータ正確性への無保証といった規定を盛り込む。

これらの規定を含んだ、利用ルールの条文例を以下に示す。また、「あいち電子自治体推進協議会オープンデータカタログ利用規約」を、参考 3 として巻末に添付する。

(CC-BY によるデータ)

データカタログサイトに公開されているコンテンツであり、なおかつ公表者が著作権を有するもの（ロゴ、シンボルマーク等を除く。）は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下、「CC ライセンス」といいます。）の表示 4.0 国際により利用できます。なお、数値データ、簡単な表・グラフ等のデータは著作権の対象外ですので、ライセンスとして「CC ライセンス 表示」の表記がある場合でも、これらのデータについては CC ライセンスの適用はなく、自由に利用できます。

(無保証)

公表者は、本サイトで公開しているコンテンツの正確性、網羅性、特定の目的への適合性について、一切保証しません。

公表者は、本サイトで公開しているコンテンツを用いて行う一切の行為（それらを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

公表者が、コンテンツにおいて、第三者に権利があることを表示・示唆している場合であっても、その表示・示唆は網羅的なものではありません。

(出典の記載)

CC ライセンスの適用されているコンテンツを利用する際は、対象カタログサイトの名称及び URL を記載して、出典を明記してください。

なお、編集・加工した情報を、あたかも自治体が作成したかのような対応で公表・利用することは禁止します。

(4) カタログサイトの整備

会員が保有する情報のオープンデータ化を進め、利用者の利便性を確保するため、各会員が公開するデータのリンク集形式で「あいち電子自治体推進協議会オープンデータカタログ」を整備する。

リンク集は、各会員が自団体のカタログサイトやホームページ等で公開しているデータの URL リンクの一覧サイトであるため、データを公開していない会員においては、まず、ホームページ等でデータを公開する必要がある。

(5) 既存カタログサイトとの連携

単独でカタログサイトを構築する場合においても、データの二次利用を促進するため、国が整備するオープンデータのカタログサイトである「e-Gov データポータル」や、他の地方公共団体のオープンデータカタログサイトとの連携が可能となるよう、前項 4. (2) で推奨するデータフォーマットに揃えることが望ましい。

なお、利用者にとっては一つのカタログサイトに県域を越えた多数の地方公共団体のオープンデータが集積されると、よりデータ利活用の幅が広がるため、民間事業者が運営する全国規模のカタログサイト（LinkData.org 等）にデータを掲載することが望ましい。

用語説明

¹標準的なバス情報フォーマット(GTFS-JP)

2017年3月に国土交通省が(1)一般的な表計算ソフトでも取扱が容易な形式で交通事業者が二次利用可能であること、(2)データ項目やデータ形式が経路検索に利用可能なことが確認されていること、(3)データ項目等を定義するレファレンスが早期に整備可能であることに留意し、公共交通機関の情報の受渡しに海外で広く利用されているGTFS※を基本としてGTFSすでに定義済みの項目はそのまま活かし、国内の経路検索で必要となる項目を追加する形で定義されたもの

(参考：https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000067.html)

²GTFS(General Transit Feed Specification)

公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したものである。

³ユニバーサルメニュー

NPO団体アスコエ、一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会が作成した国・自治体行政サービスに関するメニュー体系。将来的に国のデータカタログサイト(DATA.GO.JP)で地方公共団体のデータを登録する場合には、本分類がメタデータのタグとして使用される予定である。

(参考：<https://universalmenu.org/>)

⁴CSV (Comma-Separated Values)

各領域（セル）をカンマで区切ったテキストファイルであり、ExcelやWindowsのメモ帳等、様々なアプリケーションで使用できる（XLSX形式やDOCX形式のように特定のアプリケーションに依存しない）。

⁵RDF (Resource Description Framework)

オープンデータを公開するためのデータ形式で、国際標準となっている。RDF形式のデータはコンピュータで処理しやすく、他の自治体のデータもRDF形式であれば、組み合わせることが容易に可能である。

⁶LOD (Linked Open Data)

Web上でデータを公開し共有するための方法で、さまざまなデータ同士を結び付けて、誰でも自由に利用できるよう公開されているもの。これまでのWebは、HTMLで書かれた文書どうしがハイパーリンクで結ばれたものであるため、例えば、複数のWebサイトに同じ書籍の情報が書かれていることは、人間が読むと理解できるが、計算機に判定させるためには、書籍のタイトルや著者などのデータを抽出する必要があった。これに対して、LODは、計算機が処理しやすいように、書籍のタイトルや著者といった最小単位のデータを扱い、それらのデータ同士をリンクで結ぶことによって、情報を表現できるようにしたものである。

⁷共通語彙基盤

官民にわたる多くの組織がオープンデータを活用し、分野を超えた情報交換を行うには、個々の単語について表記・意味・データ構造を統一し、互いに意味が通じるようにする必要がある。そのための仕組みとして、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が現在、「共通語彙基盤」に関する情報を公開している。

例えば「市役所」という単語なら、まず「市役所」「市庁舎」等複数ある表記の統一を図る。

次に単語の意味を考え、「建物」であり「行政施設」であり、また「防災拠点」もあるという属性を捉える。同時に位置情報も、住所や緯度経度等複数の定義が考えられる。これら多くの情報を、どのような統一フォーマット（構造）でデータ化し、誰もが共通利用できるようにするか—その枠組みが共通語彙基盤である。

⁸クリエイティブ・コモンズ・ライセンス（CC ライセンス）

著作物を利用する際の条件（出典の明示、営利利用の禁止、改変禁止等）を分かりやすく表示するために、国際的に利用されている意思表示のルール。CC-BYは出典の記載を条件に、改変や営利目的での二次利用を認める自由度の高いライセンス設定である。

（参考：<https://creativecommons.jp/licenses/#licenses>）

CC ライセンス表示 4.0 国際：<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>

参考 1 本ガイドラインの見直し

本協議会事務局において、会員間で共通化するデータ分野やデータ項目についての検討を行うとともに、本ガイドラインを隨時見直し、改訂を行う。

参考 2 協議会共通フォーマット

本ガイドラインにおいて定められた推奨データ項目及び参照フォーマット（本編表 4）のうち、協議会共通フォーマットによるものを次ページ以降に掲載する。

表中の「共通項目」の列に○を記した項目は必須項目、○を記した項目は必須ではないが入力を推奨する項目、その他の項目は任意項目とする。

推奨データ項目（司法・安全・環境：応急給水拠点一覧）

項目No.	項目名	区分	追加データ項目（応急給水拠点設置一覧）		形式	記入例	参考情報 GIF参照データモデル
			説明				
1	応急給水拠点_全国地方公共団体コード	○	情報の管理主体である団体の全国地方公共団体コードを6桁で記載。次項目の「ID」と合わせて管理対象を一意に識別する。詳細は「データ項目特記事項」シートの「ID項目（該当データ項目：ID）」を参照。	文字列（半角数字）	011002	施設> ID	
2	施設_ID	○	この応急給水拠点が施設に紐付く場合にその施設のIDを記述し、対応する施設が無い場合は空とする。上記の全国地方公共団体コードと併せて施設データモデルのデータセットと紐付けるキーとなる。	文字列（半角数字）	shisetsu0001	施設> ID	
3	応急給水拠点_ID	○	応急給水拠点のIDを記載。	文字列（半角数字）	musen0000001	施設> ID	
4	応急給水拠点_防災施設情報	○	避難場所、避難所、福祉避難所、防災倉庫などの情報	文字列			施設> 防災施設情報
5	応急給水拠点_関連施設	○	提携している他施設の情報など（施設型）	文字列			施設> 関連施設
6	応急給水拠点_収容人数		収容人数	数値（半角数字）			施設> 収容人数
7	応急給水拠点_駐車場情報		駐車スペースについて記入	文字列			施設> 駐車場情報
8	応急給水拠点_優先駐車場		優先駐車場の有無を記載。	文字列			アクセシビリティ> 優先駐車場
9	応急給水拠点_名称	○	応急給水拠点の名称（注2）	文字列			
10	応急給水拠点_名称（カナ）		応急給水拠点のカナ表記（注2）	文字列（全角カナ）			
11	応急給水拠点_名称（英字）		応急給水拠点の英語名またはローマ字表記（注2）	文字列（半角英字）			
12	応急給水拠点_備考		応急給水拠点を説明する内容を記載（注2）	文字列			施設> 備考
13	応急給水拠点_緯度		緯度を記載。（注2）	文字列（半角文字）			住所> 緯度
14	応急給水拠点_経度		経度を記載。（注2）	文字列（半角文字）			住所> 経度
15	応急給水拠点_座標参照系		座標参照系（旧日本測地系、世界測地系などの種別）を記載。（注2）	文字列			住所> 座標参照系
16	応急給水拠点_座標参照系コード		EPSGコード（注2）	文字列（半角数字）			住所> 座標参照系コード
17	応急給水拠点_地区名		応急給水拠点が設置されている場所が含まれる地区名を記載。	文字列	〇〇地区		
18	応急給水拠点_連絡先_名称		連絡先名称	文字列			連絡先> 連絡先名称
19	応急給水拠点_連絡先_電話番号		電話番号、携帯電話番号	文字列（半角数字）			連絡先> 連絡先電話番号
20	応急給水拠点_連絡先_内線番号		内線番号	文字列（半角数字）			連絡先> 連絡先内線番号
21	応急給水拠点_連絡先_メールアドレス		連絡先メールアドレス	文字列（半角英数字）			連絡先> 連絡先メールアドレス
22	応急給水拠点_連絡先_FormURL		連絡先がWebFormの場合のURL	URI			連絡先> 連絡先FormURL
23	備考（その他、SNSなど）		SNSなどの連絡手段がある場合に記入	文字列			連絡先> 連絡先備考（その他、SNSなど）
24	応急給水拠点_連絡先_郵便番号		郵便番号	文字列（半角文字）			連絡先> 郵便番号
25	応急給水拠点_連絡先_住所		連絡先住所の情報	文字列			連絡先> 連絡先住所
26	応急給水拠点_URL	○	応急給水拠点のHPのURLを記載。	URI	http://www.ooo.lg.jp/abc.html		
27	応急給水拠点_画像	○	画像の格納先URLを記載。	URI	http://www.city.ooo.lg.jp/image/file0101.jpg		
28	応急給水拠点_画像_ライセンス	○	画像に対するライセンスについて記載。	文字列	CC BY 4.0		
29	応急給水拠点_備考		特記事項等があれば記載。	文字列			

注1：存在しない場合や管理対象外の場合は省略可。

注2：施設データモデル及び設備データモデルが省略された場合のみ（その場合も必須ではない）。

参考3 オープンデータカタログ利用規約

本協議会のオープンデータカタログの利用規約を、以下に示す。会員が独自のオープンデータサイト等で利用する場合は、『』内の「あいち電子自治体推進協議会」「当協議会」等を自市町村名等に変更すれば利用可能である。

『あいち電子自治体推進協議会』オープンデータカタログ利用規約

『あいち電子自治体推進協議会』オープンデータカタログ利用規約（以下、「本規約」という。）は、「『あいち電子自治体推進協議会』オープンデータカタログ（『<https://www.e-aichi.jp/opendata.html>』）において公開されるウェブページ。以下、「当Webページ」という。）の利用に際しての規約です。当Webページでは、『あいち電子自治体推進協議会』（以下「『当協議会』）という。）に参加する団体（愛知県及び県内市町村（名古屋市除く））が所管する情報の保有情報の提供サービス（以下「当サービス」という。）を行っています。当Webページを御利用の際には本規約に従っていただくようお願いします。

1 利用に当たって

サービスの御利用をもって本規約の内容を承諾いただいたものとみなします。

また、本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがありますので、当サービスの御利用に際しては、当Webページで本規約の最新の内容を確認してください。

2 リンクについて

当Webページへのリンクは、原則自由です。ただし、各情報においてリンクの制限等の注記がある場合にはこの限りではありません。

また、リンク元サイトのコンテンツが、公序良俗に反するもの、法令等に違反し又は違反するおそれがある内容を含むものと認められる場合には、リンクはお断りします。

なお、リンクの設定をされる際は、以下のことを守ってください。

- ① 当Webページへのリンクである旨を明示する（許可や連絡は必要ありません）。
- ② 当Webページが他のウェブページ中に組み込まれるような設定はしない。

3 知的財産権の取扱い

当サービスの利用者は、当Webページで提供されている情報等に関する以下の事項について理解した上で、第三者の知的財産権を尊重するものとし、情報等の取扱いについては慎重な配慮を行うようにしてください。

(1) 当Webページに掲載されている『リンク先』の情報（文章、写真、イラスト等）は、『情報掲載団体』の著作権の対象となっています。また、当Webページ全体も編集著作物として著作権の対象となっています。著作権は、日本国著作権法および国際条約により保護されています。

利用者が、当Webページに掲載されているコンテンツを編集・加工して作成した情報を、あたかも『当協議会や情報掲載団体』が作成したかのような態様で公表・利用することは禁止します。

(2) 当Webページの掲載されているライセンス表記は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際のもと記載されており、『が、利用にあたっては、リンク先に存在する情報提供団体の利用規約等に基づき利用して下さい。情報掲載団体の利用規約等は別表1に記載しています』。

『また、情報掲載団体の利用規約がない場合の、各著作物の利用に当たっては、次のとおりクレ

ジットを明記してください。（【】内の部分は情報掲載団体名等を利用者において記載してください。）

① ライセンスされている著作物を改変せずにそのまま複製して利用する場合

【ライセンスされている著作物のタイトル】、【情報提供元の市町村名】、【その他の著作権者】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 4.0 国際

(<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

② ライセンスされている著作物を改変して利用する場合

この【作品、アプリ、データベース等】は、以下の著作物を改変して利用しています。

【ライセンスされている著作物のタイトル】、【情報提供元の市町村名】、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

なお、ライセンスの URL は文字で記載するのではなく、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際」の文字部分等にハイパーアクションリンクを貼る方法で提供することも可能です。」

※クリエイティブ・コモンズ・ライセンスについては、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンのサイト (<https://creativecommons.jp/licenses/>) を御参照ください。

4 免責事項について

(1) 『当協議会』では、当 Web ページに掲載する情報について様々な注意を払って掲載していますが、その内容の完全性・正確性・有用性・安全性等については、いかなる保証を行うものではありません。また、当 Web ページに掲載されている情報は、『当協議会』の活動に関する情報の一部であつて、その全てを網羅するものではありません。

当サービスを利用したこと、利用できなかったこと、当サービスに掲載されている情報に基づいて利用者が下した判断および起こした行動により、いかなる結果が発生した場合においても、『当協議会』はその責任を負いません。

(2) コンテンツの中には、第三者（『情報提供元の市町村』以外をいう。以下、同じ。）が著作権その他の権利（肖像権・パブリシティ権等。）を有している場合があります。

第三者権利を含むコンテンツについては、出典の記載等により第三者が権利を有している部分を明示しているものもありますが、明確に明示していないものもあります。特に権利処理済であることが明示されている場合を除き、利用する場合は、利用者の責任で、当該第三者から許諾を得る等、確認を行ってください。

(3) 当 Web ページ上の全ての掲載情報は、あくまでも掲載時点における情報であり、当 Web ページ上の全ての掲載情報について、事前に予告することなく名称や内容等の改変や削除、サービスの停止を行うことがあります。

また、当 Web ページのアドレスは、トップページを含めて事前に予告なく変更する場合があります。当 Web ページ上の掲載情報の改変・削除や当 Web ページのアドレス変更により発生するリンク切れ等表示に関わる不具合その他の一切の影響や利用者の皆様に発生する損害について、『当協議会』はその責任を負いません。

(4) 『当協議会』は、当 Web ページの保守、火災・停電その他の自然災害・ウイルスや第三者の妨害行為等による不可抗力によって当 Web ページによるサービスが停止したことに起因して利用者に生じた損害につき、一切責任を負いません。

(5) 『当協議会』は、当 Web ページからリンクされているサイト（以下、「リンク先サイト」という。）について、その掲載情報の正確性、合法性等を保証するものではありません。万一、リンク先サイトの利用につき問題が生じた場合、その責任はリンク先サイトが負っていますので利用者自身の責任で対処してください。

(6) 利用者による当サービスの利用、当サービスへの接続、利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた全ての苦情や請求については、利用者自身の費用と責任で解決するものとし、『当協議会』は一切責任を負いません。

5 『当協議会』への補償

利用者の本規約違反もしくは利用者による第三者の権利侵害に起因又は関連して生じた苦情や請求への対応に関する『当協議会』に費用が発生（賠償金の支払いを含む。）した場合には、利用者は当該費用を『当協議会』へ補償するものとします。

6 利用規約違反への対応

本規約に違反するような行為等を発見された場合には、『当協議会』まで御連絡ください。

7 その他

本規約は、日本国法に従って解釈・適用されるものとします。

当サービスの御利用に関して現時点では利用料金を請求していません。

『当協議会』と利用者の間で、当 Web ページ、当サービス又は本規約に関して紛争が生じた場合には、相互が満足できる解決を図るため誠実に対応することとします。

なお、上記対応により解決がなされず、司法的判断を求める場合には、日本国名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

8 使用言語

利用上の手続きおよびお問い合わせ等は、日本語で行うこととします。